

## ○一関工業高等専門学校校外実習に関する規則

(平成21年3月31日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校の学業成績の評価並びに学年の課程の修了、進級及び卒業の認定に関する規則第12条の規定に基づき、主として長期休業期間に一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)以外の産業界において、校外実習(以下「実習」という。)を行うことに関して、必要な事項を定める。

(実習の種類及び目的)

第2条 実習の種類は回数及び実習期間に応じ、次表のとおりとする。

実習期間 回数	1週間以上2週間未満 (A科目)	2週間以上 (B科目)	備考
1回目	校外実習ⅠA	校外実習ⅠB	いずれかを必ず履修 修得すること。
2回目	校外実習ⅡA	校外実習ⅡB	
3回目	校外実習ⅢA	校外実習ⅢB	

注) 回数ごとに実習期間に応じ、A科目又はB科目のいずれかを認定する。

- 2 実習は、本校の授業の一環として行い、学生が実習を通じて、本校で修得した知識・技術が産業界等の各分野でいかに活用されているか等を学ぶと共に、産業界等の実状に触れ、技術者のあり方・心構え等について、体得することを目的とする。
- 3 2回目及び3回目の実習は、通常授業期間をはさんで複数の実習を継続することにより、学習内容を充実させることをねらいとする。

(履修の学年及び時期等)

第3条 実習を行う学年及び時期等は、原則として次のとおりとする。

一 実習は、以下の長期休業期間を主として行う。

第3学年の夏季休業期間、第3学年の学年末休業期間、第4学年の夏季休業期間、第4学年の学年末休業期間、第5学年の夏季休業期間

なお、学年末休業期間においては、次年度の春季休業期間を含む。

二 実習の期間は、1週間(実質5日)以上とする。

三 実習は、第1号に掲げる休業期間ごとに1回の実習を認定する。

四 実施休業期間を問わず初めて実施するものを「校外実習ⅠA」(又は「校外実習ⅠB」とし、以降1回目の実習を実施した休業期間以後の休業期間に実施する2回目及び3回目の実習をそれぞれ「校外実習ⅡA」(又は「校外実習ⅡB」)及び「校外実習ⅢA」(又は「校外実習ⅢB」とする。

五 夏季休業期間に実施したものは当該年度に修得した単位として認定し、学年末休業期間に実施したものは進級後の年度に修得した単位として認定する。

(実習に係る費用)

第4条 実習に要する費用は、学生の負担とする。

(実習申込)

第5条 実習を履修しようとするときは、「校外実習申込書」(様式第1号)、「誓約書」(様式第2号)及び「履歴書」(様式任意)を校長に提出(教務係に提出)し、学校を通じて実習機関へ受入を依頼することとする。

2 企業が指定する様式により、「校外実習申込書」(様式第1号)、「誓約書」(様式第2号)及び「履歴書」(様式任意)に替えることができる場合は、本校所定の実習申込書類の提出を省略することができるものとする。

3 実習にかかる諸条件等は、必要に応じ実習機関と協議のうえ定めるものとする。

(実習の心得等)

第6条 実習を履修する者は、別に定める日に実施する事前指導(ガイダンス)を受けなければならない。

2 学生は、実習機関の担当者等の指導を受けると共に、本校が別に定める実習心得を守らなければならない。

(評価)

第7条 実習の評価は、100点法とし、実習機関の評価を基に認定する。

(報告書)

第8条 実習を履修する者は、実習機関から「就業報告書」(様式第3号)により実習の評価及び実習中の勤務状況の証明を受けることとする。ただし、実習機関と協議のうえ、実習機関側で定めた様式により実習の評価及び実習中の勤務状況の証明を受けることができるものとする。

2 実習を終了した者は、実習終了後、速やかに「就業報告書」(様式第3号)及び「実習終了報告書」(様式第4号)を学級担任へ提出しなければならない。

3 所定の課程を修了したときは、系長が実習修了の認定を行い、「成績報告書」( )により校長へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教務委員会の議に基づき、別に定めるものとする。

附 則 (平成21年3月31日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。なお、この規則の施行に伴い「一関工業高等専門学校校外実習に関する規則(平成15年2月26日制定)」および「一関工業高等専門学校企業実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに関する規則(平成20年3月12日制定)」は廃止する。

附 則 (平成28年3月9日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日規則第47号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月20日規則第2号）

この規則は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月7日規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月8日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

御中

一関工業高等専門学校

校外実習申込書

校外実習について、受入れていただきたく下記のとおり申込いたします。

記

(学生)	学科	工学科 系	ふりがな
			氏名 印
	生年月日	年 月 日	生
現住所	〒	—	TEL ( )
保護者住所	〒	—	TEL ( )
保護者氏名	印		
備考			

(担任)	学 科	未来創造工学科	系・領域
	氏 名		
	TEL	0191-24-	
	E-mail	@ichinoseki.ac.jp	

誓 約 書

御中

この度、貴社（機関）においてインターンシップを履修するにあたり、貴社（機関）の諸規則及びインターンシップ責任者の指示を守り、また、実習上知り得た貴社（機関）の機密に属するものは、一切漏洩しないことを誓約いたします。

年 月 日

本 人

一関工業高等専門学校

工学科  
系

第\_\_\_\_学年 出席番号\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

保証人（保護者） 現住所 〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

本人との続柄 \_\_\_\_\_

一関工業高等専門学校長 殿

## 就 業 報 告 書

実施機関名

責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

### 記

学生氏名				
実習先部署名				
実習期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )			
実習状況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退
	日	日	回	回
実習内容				
実習の評価※	【評価基準】 (A : 優れている, B : 良好, C : 普通, D : 劣る)			
取 組 姿 勢	A	B	C	D
理 解 力	A	B	C	D
内容のまとめ方	A	B	C	D
協 調 性	A	B	C	D
総 合 評 価	A	B	C	D

実習先指導担当者 様

本紙へ学生の出欠状況等を記載し、最終日に本人へお渡しいただくか、一関工業高等専門学校学生課宛てに送付願います。

<参加学生へ>

インターンシップ初日に実習先指導担当者へ本紙を提出し、本紙への記載を依頼すること。

※「実習の評価」は単位認定に係る成績評価の参考とさせていただきます。



This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are 25 lines in total, starting from the top and ending at the bottom. The paper is otherwise empty, with no text or other markings.

